新潟市動物の愛護及び管理に関する手数料免除取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市動物の愛護及び管理に関する条例(平成25年新潟市条例第6号、以下「条例」という。)第27条第3項の規定に基づく(同条第1項で規定する) 手数料の免除について必要な事項を定めるものとする。

(免除の対象)

- 第2条 条例第27条第3項の規定により、手数料を全額免除することができる場合は、 次のとおりとする。
 - (1) 官公署から職務上の必要があり手数料免除の申請があったとき。
 - (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている者から条例別表6の項左欄に掲げる事務の手数料の免除の申請があったとき。
 - (3) その他市長が特に手数料の免除を適当と認めたとき。

(免除の申請)

第3条 手数料の免除を申請する者は、手数料免除申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

附則

この要領は、平成26年8月22日から施行する。

附則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

年 月 日

(宛先)新潟市長

申請者 住所(法人にあっては所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例第27条第3項の規定による手数料 免除について、次のとおり申請します。

手数料納入義務者 住 所 及 び 氏 名	
手数料の種類及び金額	
免除を希望する理由	
備 考	